



始



特254
140

日本と蔣介石政權

行惱みの南京交渉

松 本 忠



理想と現實の背馳

東亞の天地に相隣して國をなして居る日本と支那とは、果して手を携へて立つ味方となり得るか、將た又對立抗爭を事とする敵たらざるべからざるか、此の兩國が親善關係をつゞけ共に提携して行く事は、兩國の爲にも東亞の大局の爲にも、最も望ましい事であるが、過去に於ける歴史の示す處、現に眼前の事實の展開しつゝある處を見れば、遺憾ながら日支兩國は事毎にいがみひ、問題毎に相争ふ事を餘儀なくせられて居るかに思はれ、理想と現實とは全然背馳し

て居る事を痛感しなければならぬ。

然し此の過去並に現在の如き情勢は、將來に於ても依然繰返さるべきものであるか、或は將來に於ては斯くの如き不幸なる事態を改めて、眞に日支の親善を期し得らるであろうか。此の點に關する判断を得るが爲に、先づ蒋介石、國民黨が支那を支配して以來の、日支の關係を回顧して見る。

蔣介石の登場

打續く奉直戰爭の餘波として、北方に於ける軍閥の同志討が久しきに亘つて居つた際、大正十五年七月、蔣介石は其多年養成し來つた黄埔軍官學校の卒業生を幹部とする北伐軍を率いて廣東を發し、粵漢鐵道に沿ふて北上した。當時未だ蔣介石の何者たるを知る者少く、孰れは此北伐軍も從來の夫れと同様、途中で雲散霧消して仕舞ふものゝ如くに考へて、餘り其將來に期待を持たなかつたが、事實は豫期に反して、此北伐軍は士氣旺盛、秩序整然として、次第に北

進を續け、二ヶ月ならずして早くも長沙を占領し、次で武昌、漢口に出で、大正十五年十一月には此に武漢國民政府を組織するに至つた。

日本の出兵拒絶

國民革命軍は廣東出發以來排英を高唱し、其武昌に出づるや漢口の英國租界を暴力を用ひて奪還し、次いで九江の英租界に及び頻に排英的行動に出たが、此國民軍が次第に揚子江を下つて上海南京に迫らんとするや、昭和二年一月英國は斷乎英本國並に印度より陸兵を上海に派遣するに決し、先づ日本に向つて共同出兵を提議したが、時の幣原外相は此際輕々に支那に出兵する事能はずとして、此の英國の提議を拒否した。英國は日本の拒否に會し、止むを得ず單獨出兵を行つたが、日本の共同を得られなかつた爲、自然其態度に自信を欠き折角本國より派遣した軍隊にして、香港に停滯し其艦に送還したるものもあり、日本が共同出兵に應じなかつた事は、單に出兵しなかつたと云ふ丈けでなく、英國の出兵を或程度に抑制する上に、大なる作用

をなした事は蓋し否定し得ざる處であらう。

南京砲撃不参加

蔣介石麾下の國民革命軍が、南京に入城したのは昭和二年三月二十四日で、蔣が南京に新國民政府を組成したのは、其四月二十八日であつた。此國民革命軍が三月二十四日拂曉南京に入城し来るや、英米佛伊日諸國の領事館を始め、南京在留外國人を片端から襲ひ或は領事館員に危害を加へ、或は館内の財物を悉く掠奪し、其他在留外國人殆んど一人残らずに暴行、掠奪を以て臨んだ。其際日本領事館に對しても傍若無人の暴行を敢てし、當時病床にあつた森岡領事並に夫人に有らゆる迫害を加へ、剩^{まづ}午前十一時頃には自動車用のガソリンを持ち出し、領事官邸を焼却せむとするの暴戾を敢てし、彼等の退却した跡には、僅に大金庫、ピアノ、自動車を残したのみで、館内の諸調度、糧食は固より、床板疊の縁に至る迄徹底的の掠奪を蒙り、尙當時南京の下關にあつた邦人も悉く掠奪を蒙り非常なる迫害を受けた。

英米は此の國民軍の暴行に對し下關江上碇泊中の兩國の軍艦から、砲撃を以て之れに報い、砲弾^{ほうだん}をスタンダードヒルに集中したが、日本のみは軍艦は居るには居たが砲撃には加はらず、國民軍の暴逆に對するに好意的の態度を以てした。此の日本の軍艦が砲撃に參加しなかつた事は、砲撃の被害を勿論少からしめたが、夫れよりも英米の砲撃を抑止する事に效果が大きかつた。

好意の報は輕侮

國民政府は此日本の態度を德として、南京事件の解決に當つては、日本に對しては特に好意的の考慮を加へ、列國に先んじて、真先に日本との間に、事件の解決をすると稱したが、事實に於て彼等は何を以て日本に報いたか。南京事件の解決に就いて日本は、關係國中最後に残され、英米其他に追隨したる形に於て、極めてみじめなる結果を告ぐる外無かつた。

日本が支那の新興勢力として、蔣介石並に國民黨に此の絶大の好意を寄せたに拘らず、事實

彼等は日本の好意に感ぜず日本が一步を退けば彼に於て一步を進め、日本が退けば退く丈に支那の方が進出するだけで、日本の好意は結局支那をして徒らに望蜀の感を大ならしめたに過ぎずして、日本の好意は支那の輕侮を以て報いられた

漢口事件起る

南京事件に次で日支間に漢口事件が起つた。昭和二年四月三日午後、漢口日本租界内に於て我一水兵と支那人との間に争いを生ずるや、附近の支那人車夫等が集り來つて、此の支那人に應援して、我水兵に暴行を加へ、其餘波の及ぶ處支那人群集は、日本租界内に押寄せて来て、我一般居留民に對して掠奪、暴行を加ふるに至り、日本側は已むを得ず陸戰隊を上陸せしめて之を撃退すると共に、一方在留邦人の引揚を開始せざるを得ざる事となつたが、結局支那側に於て軍隊を派遣し、支那群衆の日本租界に入ることを禁止し、辛じて事件の擴大を防止する事を得た。

濟南に於る衝突

國民軍は其長江方面に出て來た最初に於て、我國との間に此二つの事件を醸し、蔣介石政權と、日本との關係の前途を暗示するが如き情勢を示したが、同年五月、蔣介石が南京より、更に北平に向つて所謂北伐を開始し、山東を經て北方に軍隊を進めやうとするや、長江方面に於る國民革命軍の暴状に懲々した日本は、山東に特殊の關係あるのみならず、我居留民も多く且邦人關係の事業も多く、日本の山東に於る權益極めて重大なるものあるに顧み、これを現地に於て保護する爲に、昭和二年五月には遂に山東に出兵するの已むなきに至つた。

併し此際は國民軍の北伐も豫定の如く進まず、山東の狀態も大體に於て無事に経過し得らるゝ見極めがついた爲、八月末を以て派遣軍の撤退を行ひ、事無きを得た。

然るに翌年昭和三年春に至り又々國民政府は山東を經て北伐軍を進むる事となつた爲、我國は同年四月、第二次の山東出兵を行ひ、先づ青島に陸兵を派遣したが、北伐軍の濟南に迫るに

従ひ、更に濟南方面に此陸兵を分派する事となつた、其後此の日本軍と北伐軍との間に衝突を惹起するに至り、所謂濟南事件となつた爲、我國は已むを得ず五月九日を以て更に山東に増兵を行はざるべからざるに至つた。

國民政府の北伐軍は昭和三年五月一日濟南を占領し、蔣介石は國民革命軍總司令として、軍司令部を率いて、翌二日濟南に入城したが、蔣介石は其れと同時に、濟南に派遣せられた我軍に對し、治安の維持は蔣介石に於て之れに當るべきを以て、日本軍は其警備を撤退せられたしと要求して來た、茲に於て我軍は其希望を容れて、警備の程度を緩和した。

然るに其翌三日午前中、支那兵が日本人商店の掠奪を始めた爲、日本軍は此支那兵の暴狀を制して、日本人を保護せざるべからざる事となり、其爲に日支兩軍の衝突となり、一時は兩軍接戦、猛烈な市街戦を演出したが、夕刻に至つては支那兵の大部分を我警備線外に擊退することを得て平靜に軒した。此事件による居留民の被害は、殺害せられた者十三人、行方不明者二十八人、殺害の疑ある者二人、婦人の凌辱せられた者一人、其他掠奪被害二十數件に達した。

事件の一應鎮靜するを待つて我軍は五月七日を以て蔣介石に對し責任者の嚴罰、關係軍隊の武裝解除、支那軍の山東鐵道沿線二十支里以外への撤退を要求し、其責任ある回答を求めたが蔣介石は言を左右に託して我軍の要求に應ぜず、全然誠意の認むるもののがなかつた爲、八日早晨我軍は獨自の立場に於て商埠地附近について犯人の搜索を開始したるに、支那兵は俄然我軍に對し射撃を加へた爲、茲に再び兩軍は交戦状態に陥り、支那軍が濟南城内に據つて頑強に抵抗したるに對して、十日拂曉から日本軍に於て攻撃を開始し、翌日遂に日本軍は濟南城を占領し、併せて居留民の爲の唯一の交通線たる山東鐵道沿線より支那軍を驅逐し、此鐵道線路の交通を確保する事となつた。

頻に排日を煽る

斯くて我山東派遣軍と國民革命軍と大衝突を生じた爲、支那側は猛然として排日運動を起し支那各地に於て邦人に迫害を加ふると共に、日本商品の取扱を禁絶し、茲に日支兩國は全然對

立状態に陥ることを餘儀なくせられて仕舞つた。

滿洲での反撃

其後國民革命軍は次第に北上し來つた爲、當時北京にあつた張作霖は、此を脱出して奉天に歸還する事となつたが、其返還の際、六月四日拂曉張作霖の乗車が奉天城外に於て爆破せられ作霖亦急逝した爲、其嗣子張學良が其後を繼いで、東三省の總司令に就任する事となつた。折柄北伐を完成した蔣介石は、此張學良に働きかけて、久しく張作霖の支配下に他の支那本部とは異つた存在であつた東三省をも、國民政府の支配下に置かんとし、頻りに南方から策士を奉天に入れて、張學良との間に妥協工作を進行せしめた。其結果張學良は外交、交通、其他の権限を國民政府に奉還し、青天白日旗を東三省に掲ぐる事に決意、其旨日本側にも通告をして來た。

帝國が特殊の地位權益を保有する東三省を、共產黨と相連繫する國民黨の支配下に置き、此

に青天白日旗を掲げしむることは是非に付ては、日本として勿論相當の考慮を費さなければならぬ處であつた。

其結果日本に於ては當時田中總理大臣の個人的代理として、張作霖の葬儀に列席した林權助男を通じて、張學良に對し、東三省の易幟を延期せむことを勸告し、學良も之を容れ一時東三省の易幟は延期せられ、國民政府の滿洲支配亦延期せらるゝに至つた。

排日愈深刻化

北伐を完成し、滿洲をも其支配下に入るゝことに、成功せむとした其剝那に、日本側の横槍に依つて其野望を達する事を得なかつた國民政府は、益々抗日運動に拍車を加へ、爾來支那の排日は一層深刻となり、全國反日會なるものが組織せられて、排日貨は全國的の統制ある運動となり、支那人は交々對日經濟絶交を絶叫し、全國各地に反日會を設け、其統制の下に對日輸出品に付ては糧食、棉花、麻、石炭、鐵、樟腦、桐油等の重重要原料品は、絶對的に日本向け輸

出を禁止し、過剰なる國內生産品は之を相對的禁制品として、或程度其輸出を許し、僅かに奢侈品のみ日本向輸出を自由とすることに定め、輸入に付ても亦相對的禁制品と絕對的禁制品を區別し文化、交通、及び醫藥上必要な物品、並に製造上、生活上必要な日本品を相對的禁制品とし、是等は或程度輸入を許し、其他は絕對的に輸入を拒否することとし、金融に關しては日本の通貨を使用せず、日本の銀行と取引せず、日本と爲替を組まず、交通に關しては日本船に乘らざることとし、苟くも日本品は取引せず、現在手持の絕對禁制に屬する日本品は之を登録し、一定の期間を限つて之が取引を許し、其以後は一切之を許さることとし、即時之を行した、之に對し我官憲から其不當を抗議しても、それは日本側の責任だとか、或は愛國運動は阻止し難いとかと遁辭を設けて日本の抗議を一蹴しつゝ、國民黨の全國各地の黨部を一齊に動員して極力排日を煽動し、更に懲奸民條令なるものを制定し、日貨を取り扱ったる者は之に依つて處分することとし、完全に日貨排斥をやつて仕舞ひ、排日の空氣全く全支を掩ひ盡し、日本人は支那では手も足も出ない事になつた。

條約の一方的廢棄

然かも支那の日本に對する反抗は夫れ位の事では止まなかつた。之れより先支那は大正十五年十月十九日附を以て、日支通商條約の改訂を提議し、日本は之が改訂に應することを回答し爾來兩國の間に、之れが準備交渉を進めて居つたが、昭和三年七月に至るや、國民政府は突然日本に對して、日支通商航海條約及び附屬協定一切を破棄し、所謂臨時辦法なるものを日本に適用することを申出で來た。

支那が條約の正文に違背し、一方的に日支間の條約を破棄し、我國人に對し、無條約國民に對すると、同一の取扱を爲すと云ふが如きは、實に不法亂暴の極みである。

日本は勿論之に對して抗議したが、支那は更に日本の抗議に對し反駁を送り、日本の道理ある主張を拒否して顧みなかつた。支那もさすがに實際的に日本人に臨時辦法を適用し、之を無條約國人並に取扱ふが如きことは、之を取てなし得なかつたが、支那が一方的に日支條約を破

棄したことは、日支間の關係を益々尖銳化せしめ、日支の關係は全く悪化のドン底に陥つて仕舞つた。

不平等條約廢棄

元來國民政府の唯一の標榜は、所謂不平等條約の改訂にあつた。是は國民革命軍が武漢政府を組織せる以來の主張で、昭和二年十一月には、南京政府の外交部長伍朝樞の名を以て不平等條約改訂の宣言を發表し、更に南京事件の交渉公文の末項に於て不平等條約改訂の商議に應すべき旨を約束せしめやうとした。

日支間に於る南京事件跡始末の交渉が、容易に成立するに至らなかつたのは其爲で、日本は南京事件其ものゝ解決に附加へて、不平等條約改訂問題を約束するは、如何にも妥當ならずとして、支那の提議に應じなかつた爲、遂に南京事件の跡始末の交渉は、容易に纏らなかつたのである。

然るに最初日本と共同戰線を張つて、此支那側の不當なる提議に反抗しつゝあつた米國が、先づ支那の要望を容れて、不平等條約改訂の一項を加へて、南京事件の跡始末をつけ、それに引續いて英、佛、伊の各國、何れも同様の態度に出でた爲、日本のみ取残される事となつた。

不平等條約改訂は國民政府唯一の旗印であつたゞけに、其主張極めて强硬で、而もそれが實行に付ては、所謂革命外交の手法を用ひ、相手方の意嚮には頓着なく、一方的に之を実行するすの態度に出で、遂に日本との間の通商條約をも一方的に廢棄したのであるが、支那は日本の外白耳義、其他の二三の國に對して同一の態度に出でた。

併し斯くの如く日支兩國の對立を續けつゝある間にあつても、兩國間の懸案を順次解決して國交を調整せむとする努力は、依然として我方に依つて續けられ、其結果昭和四年三月二十八日には、先づ濟南事件の解決を見、次いで五月一日には南京事件、漢口事件の兩事件の解決を告げ、他方昭和四年一月末には、關稅協定の成立を見、幾分とも兩國の關係が是正せられむとする狀態に進んだ。

小幡公使を拒絶

其後昭和四年七月田中内閣倒れ、濱口内閣成立し、幣原外相の手に依て更に日支關係の全面的の調整に關する努力が續けらるゝ事となつたが、偶佐分利公使逝去の後、四年十二月、日本政府が小幡大使を駐支公使に任命するに決し、之がアグレマンを國民政府に求むるや、國民政府は小幡氏が嘗て大正四年の二十一ヶ條交渉に參加したとの理由に依り、無禮千萬にも小幡公使のアグレマンを拒絶するに至り、茲に支那の對日態度に對する、日本國民の憤慨が又一段と激化する事を免れ得なかつた。

然し幣原外相は所謂幣原外交の本義に基いて、支那の統一達成に對して熱心なる協力を與ふる態度に出でつゝ、一方數年來の懸案であつた日支通商條約の改訂に努力し、所謂互惠稅率なる名目の下に、日支間に協定關稅を設け、それに基いて、日支關稅協定の成立を遂げ、日支間の空氣は幾分緩和の觀があつた。

滿洲に於る帝國の地位危し

一方國民政府は張學良の反對によつて、滿洲の易幟を一時延期したが、其後學良との妥協に成功して、昭和三年十二月二十九日より、青天白日旗は滿洲一帶に翻り、滿洲の外交交通に關する權限も南京に收めらるゝ事となつた。然るに夫れより果然滿洲に於ける日本の特殊地位、權益に一大動搖を來し、大正四年の日支條約に定められた土地商租内地居住の特權は全然否認せられ、旅順大連の租借地は返還を迫られ、滿鐵は並行線建設によつて廢線同様の運命に陥らんとした。日露戰後の日支間の諒解條項に違背して、即ち滿鐵の西方に打通線なる一線を建設し、更に滿鐵の東方には瀋海、吉海兩鐵道を建設し、之に依つて滿鐵を全然包圍し、奥地と海口との連絡は、此滿鐵の東西にある支那鐵道に依り、貨客は之を大連以外の海港に奪ふの計畫を樹て、茲に日露戰役唯一の結晶である我滿鐵は、全然無價値のものとされて仕舞さうになつた。

萬寶山事件

斯くの如くして、滿洲に於ける日本の地位に大動搖を來たさむとし、日本の感情が著しく刺戟せられて居つた際、昭和六年五月萬寶山事件なるものが突發した。

長春の北方六里の萬寶山附近の三生堡に移住した、二百餘名の朝鮮人は、水田の開發を行ひ同處附近を流るゝ伊通河より水路を開鑿し用水を引くことにして、工事を進めつゝあつたが、支那側の長春公安局は、五月二十四日突如として工事の中止を命じ、翌日は武装の軍隊を派遣して、鮮農を襲撃し、即時撤退を迫り、有らゆる暴行を加へ、更に三十一日には二百餘名の保安隊を派遣して鮮農の使役せる支那苦力に工事中止を強要し、鮮農に退去を迫り、其内の若干人を拘引するに至つた。

此報を得て長春の日本領事館からも武装警官隊を派遣したが、支那側は多數の暴民と軍憲と力を協せて之に對抗し、折角此地方に生活の本據を求めるとした、朝鮮人を、無慘なる窮状に

追ひ込んで仕舞つた。此事件が滿洲に於ける支那側の傍若無人の態度に昂奮し切つて居つた日本人の感情を著しく激化せしめた事は勿論である。

中村大尉虐殺

此事件に次いで更に中村大尉虐殺事件なるものが起つた。陸軍大尉中村震太郎氏は、元騎兵曹長井杉延太郎氏以下の隨員を従へ、昭和六年六月支那側の護照を受けて、蒙古旅行に出立した。

然るに六月二十七日頃札賚特王府より蘇鄂公府民安鎮に向ふ途中、三國衛の三興居飯店に休憩中、同地方駐在の奉天軍興安屯黎隊第三團の兵の爲に拉致せられ、所持せる金品其他一切を掠奪せられた上、遂に銃殺の刑に處せられた。此事件は帝國現役軍人に支那軍隊が加へたる言語に絶する暴虐行爲にして、一度此事件の報道の傳へらるゝや、國民の對支感情は益々激化し當局の無能を彈劾する叫びと共に、支那膺懲の叫びは燎原の勢を以て各方面にあがつた。

遂に爆發した滿洲事件

斯くの如く我國に於て對支感情の激發した真最中の九月十八日に、柳條溝の事件が起り、從來一觸即發の情勢にあつた日支の關係は、之に依つて全面的に爆發し、遂に滿洲事件となつたことは、今更贅言するを要しない所である。

然るに滿洲事件の突發するや、支那は日本との間に於て、直接此問題の解決を圖る事を拒否し、或は國際聯盟に訴へ聯盟の力に依つて、日本を押へむとし、或は米國に縋つて、日本を壓伏せむとすると共に、國を擧げて、排日抗日の空氣を煽り、遂に支那各地にある日本人をして全く其居に安んすること能はざらしめ、支那内地にある日本人は悉く引揚の餘儀なきに至り、一方日支間に於ける商取引は全然杜絶せられ、從來嘗て見なかつた程度の、深刻なる排日が支那全土に行はれた。

上海事件勃發

此支那全土に於ける排日が次第に激化し來つた結果、昭和七年一月には、日本が最後の一線と頼んで居つた、上海方面に於ても、次第に日本人への迫害が加つて來た爲、頻々として日本人の被害事件が發生するに至り、遂に昭和七年一月二十八日に上海事件の突發を見、日支の關係は益々悪化せざるを得ないこととなつた。

上海事件は日支對戰二ヶ月に及んだが、十九路軍の敗退により實質的の終局を見、同年六月の上海停戰協定に依つて、其終末を告ぐる事を得た。

熱河肅清北支進出

一方滿洲の事態は國際聯盟の反対に拘らず、滿洲國は獨立を宣言し、日本は斷然之を承認するに至り、茲に一段落を告げたが、支那側は尙ひで觀念せず、執拗に反滿抗日の策謀を續け、

昭和七年末近くには満洲國の西境たる北支の方面に於て屢々事端を醸成するに至つた。

即ち昭和八年一月一日には山海關の日本憲兵隊に爆弾を投じ、小銃を發射し、更に支那兵は我守備隊を射撃した爲、茲に日支軍の間に衝突を生じ、我軍は止むなく敢然山海關の占領を断行するに至つたが、次いで熱河省内に殘存した學良部下の軍隊が、頻りに満洲國の擾亂を敢てした爲、昭和八年二月末以來日滿兩國軍は、遂に熱河省の肅清を行ふに決し、學良部下の軍隊を、悉く萬里の長城外に驅逐して、熱河の治安を恢復する事となつた。

當時日本軍は學良軍を追ふて西進したが、萬里の長城の一線に至つて止まり、それ以上支那の領域内に進出して彼等を討伐することを敢てしなかつた。然るに此事實を見た舊東北軍は、日本軍は何如なることがあつても、萬里の長城を越えて北支に進出すること能はざるものとなし、日を経るに従つて引返して來て、長城附近の要地に蟠居して、又々満洲國內の擾亂若くは抗日の行動に出づるに至つた。茲に於て日本は已むを得ず、昭和八年五月には兵を長城外に進めて北支に進出し、北支一帶にある反滿抗日の舊東北軍に對し、斷乎膺懲を加ふる事となつた。

北支に進出した日本軍が次第に進んで、天津北京の間近迄至るや、支那側は今更の如くに周章し、先づ第三國人に請ふて停戦に關する日本軍の意嚮を打診せんとし、一蹴する處となるや、五月二十五日正式の軍使を我師團司令部に派し、停戦を申出でた爲、五月三十一日を以て遂に北支停戦協定成立し、北平、天津の東方の一線延慶、順義、通州、豐抵、蘆臺の一線を劃し此線より以東には再び支那兵を入れないこと、並に此線の内外を問はず、挑戰攬亂の行動をなさざる事を約した爲、茲に北支に進出した日本軍は満洲國內に引返すに至つた。

斯くの如くして日本側は敢て自ら進んで攻勢には出でないが、支那の方に於て若し反滿抗日的態度に出づるに於ては、何處迄も力を以て、之と對抗するの勢を、實地の上に示した事、及び從來支那が最も頼みにして來た聯盟若くは第三國が、結局日本を抑制することに何等の効果なき事日本に徒らに反抗する結果は、益々自ら窮地に陥る外無き事が、明かになつた爲、熱河戰後蔣介石は北上して張學良と保定に會見、其結果從來の反滿抗日の先頭に立つて居つた學良は下野して第一線より退き、四月十一日には遂に伊太利に向て支那を後にする事となつた。

抗日より剿共へ轉向

此頃より支那の態度は次第に轉向を示し、蔣介石は四月南昌に軍事剿匪の大會議を開き、其席上に於て抗日よりも剿匪が先決問題である旨を宣明し、失地恢復若くは日本に反抗するよりも、先づ國內に於る共産黨の剿滅に全力を傾倒すべきであるとの態度を明かにした。其頃より蔣介石の日本に對する態度は次第に轉向し來つた、其時に當り同年十一月福建省の福州に、人民革命政府なるもの組織せられ、陳銘樞、李濟深、陳友仁、蔡廷楷、蔣光鼎等の反蔣勢力を動員して、南京政府反對の烽火を揚げた。

南京側は當初福建と臺灣との關係其他の點より考へて、此人民革命政府の背後には、日本があるものと疑つたが、日を経ると共に日本が全然之れに無關係である事が明瞭となり、殊に南京政府の討伐に付ては、日本は寧ろ好意的の態度を執つた爲、此事件が蔣介石の對日態度轉向を一段と急角度たらしめた。

問題漸次解決

蔣介石が抗日よりも剿共と云ふ標語を掲げて對日態度を轉向してから、支那側の日本關係問題の處理にも自ら變化が見えて來て、滿洲事件勃發以來事毎に反抗的態度を執り、日本側の言分は一つも取上げなかつた國民政府が、昭和八年暮頃から徐々に其態度を改めるに至つた。九年五月八日を以て日支無線電信連絡の協定に調印し、此に日支間に無線電信の連絡が開始せらるゝ事となつたが、次で六月末には北支停戰協定の跡始末として、日本から頻りに之が協定を督促されながら容易に應じなかつた、北支那の通車問題が解決し、八月には滿支國境の稅關設置となり、十二月に入つては最後の通郵問題を片付け、北支那と滿洲との鐵道連絡及滿洲支那間の郵便通信が出來るやうになり、從來全然否認の態度を執つて居つた滿洲國を、兎に角茲に事實上には承認するの形を執るに至つた。

尙夫れと共に日本が屢々南京政府に要求して居つた輸入稅の引下げをも若干實行した。昭和

八年五月二十二日、日支間の協定税率期限の満了するや、全く閑髪を入れず、從來協定の存して居つた品物の輸入税を極めて高率に引上げ、爲に日本から支那に仕向けられる綿布、海產物の如きは、從來に比し二倍又は六倍の重稅を課せられる事となり、實質的には是等の商品は輸入禁止と同様の事になつたが、九年七月此不法に引上げた關稅を或程度迄引下げた。

更に日本から支那に貸した借款に對しては、此數年來元金は勿論、利息も一錢も支拂はなかつたが、昭和九年春以來東亞興業、三井物産の平綏鐵道の借款、東亞興業の有線電信の借款、中日實業の電話擴充借款、電話材料借款、武漢電話借款、山東省實業借款、三井物産の津浦鐵道賣掛代金借款、東亞興業の南昌電燈公司の借款等に就いて、兎に角不滿足ながらも、或程度の整理案を樹てゝ、漸次之が支拂を開始するに至つた。

尙日本品排斥の目的を以て立案し、既に之に關する命令を發布した原產地標記條令も、日本の主張を容れて、昭和九年四月に至り無期延期をすることとなり、支那の日本に對する態度は徐々に轉向を示すに至つた。

對日態度漸く改る

殊に昭和十年一月帝國議會再開勞頭に於て、廣田外務大臣が、蔣介石の共產黨討伐の成功に付て讃嘆を寄せ、更に支那の發達に付て同情的の演説を爲すや、之を契機として支那の對日態度は急速に轉向して來た。

蔣介石は其二月二日御用通信社である中央通信社を通じて、反日感情を是正して隣邦との親睦を圖るべき旨の聲明を發表し、之を全國の新聞紙に掲載せしめたが、之に次で政府は其各機關に對し、排日の取締りを命じ國民黨中央黨部は各地方の黨部に對して、排日の禁止を指令し、次で二月二十日には汪兆銘が中央政治會議に於て「支那の統一建設實現の爲には長期の和平を要する。其爲には隣國たる日本は勿論、何れの國とも平等の原則に依つて親善關係を増進しなければならぬ、孫文の意思は日支兩國は何れの點よりするも提携協力を必要とする」と云ふにあつた。最近の日支關係は頗る遺憾であるが、過去の歴史に鑑みれば、相互の誠意を以てす

れば之を解決することが出来ると信する。予は満腔の誠意を以て平和的正常の方法に依り、兩國間一切の紛争を解決せむとするものである」との演説を行ひ、更に二月二十七日の中央政治會議に於ては汪兆銘と蔣介石の連名を以て「民國約法には人民の財産の保障、職業、營業の自由を認むる條文あり、地方の官吏中、往々口實を設けて財産を侵害し、營業の自由を妨害する者あり、是等は取締りを加ふべきである」との旨を提議し、政治會議の決議となり、三月二日國民政府の訓令として各機關に通達せられ、五日の政府公報に發表せられたが、是が日貨の沒收、日貨の取扱禁止を解く爲の命令であつたことは勿論である。

更に三月二日に至り蔣介石は二月二十日の政治會議に於ける汪兆銘の演説を全然裏書し、自分も亦此方針に従ひ、其目的達成に全力を盡すべしとの電報を送つて之を一般に公表することになつた、斯くて日支の關係は次第に面目を改め、支那の誠意も漸く見るべきものあつた爲、昭和十年六月には、多年の支那の希望を容れて日本は進んで支那との間に大使の交換を實行することゝし、從來の公使館を大使館に昇格し、他の列強に先鞭をつけて支那の對外關係に一新

紀元を劃せしむるに至つた。

北支の抗日暴露

然るに此日本の對支認識には若干の錯誤があつた。即ち北支に殘存した反滿抗日的の分子は此日支間の關係の次第に好轉して行くことに快からずして、却つて日支間の關係を破局に導くが如き行動を取てし、昭和十年三、四月頃には北支政權の援助の下にある孫永勤匪が熱河省内に侵入し、日滿兩軍の討伐を受けて河北省の遵化縣に逃げ込んだが、更に五月三日には天津の日本租界に於て親日派と目せられて居た天津の支那新聞長報社長白逾桓、國權報社長胡恩傳の二人の支那人が暗殺せらるゝに至つた。北支停戰協定に於て、本協定の一線の内外を問はず一切日本に對して挑戦的若しくは攪亂的行爲を行はざることを約して居るに拘らず、頻々として斯くの如き不都合の行動あるに對し、北支の現場にあつた北支駐屯軍は極度に憤慨し、北支に於ける此種の禍根を根絶する爲、是等の反滿抗日的行動を敢てする北支那の諸機關の撤退、

于學忠始め此事件關係者の罷免、中央軍の撤退等を要求し、遂に六月十日に至つて支那側は以下事件責任者の罷免、憲兵第三團並に軍事委員會分會、政治訓練所の撤退、河北省黨部の撤退、第五十一師の河北省外への撤退、中央軍二個師の河北省外への移駐、日支國交を害する秘密機關の嚴重取締、國民政府が全國に對し排外排日を禁止する命令を出すこと等の條項全部を受諾し、茲に形勢切迫を傳へられた北支問題は一應解決をした。

察哈爾事件起る

然るに此事件と相前後して、更に察哈爾省内に於ける宋哲元事件が起きた。張家口外察哈爾省内に勢力を張つて居る宋哲元の軍隊は、昭和九年十月内蒙古旅行中の北支駐屯軍幕僚及び領事館員等を抑留したり、更に九年夏以來屢々其部兵を熱河省内に進め、滿洲國々境を騒がせたりしたが、昭和十年五月三十一日には、關東軍の職員數名を張家口外に於て抑留し、六月半ばには、宋哲元の部兵が頻りに熱河を侵し、尙満洲國の國境にある滿洲國境警察隊等に攻撃を加へた。

茲に於て我關東軍は六月十八日を以て、土肥原少將をして宋哲元に抗議せしむることゝしたが、同日を以て宋は察哈爾省主席を免ぜられ、六月二十七日に至り、支那側より正式に遺憾の意を表し、事件關係者の謝罪、責任者の罷免、滿洲國境に近き宋哲元軍の移動、並に一切の排日機關の解消を行ふことゝし、之に依つて宋哲元事件も一應解決がついた。然し日支の勢力が交錯し、日本が最も重大なる利害關係を有し、大なる關心を持つて居る北支那に於て斯くの如き事件が頻々として起つたことは、折角好轉の途上にあつた日支關係に對する、一大暗影となつて、其爲に日支關係の明朗化を妨げたこと頗る大なるものがあつた。

北支の自治運動

其後十年秋に至り、北支那各地の農民其他の自治運動勃發し、南京政府の羈絆を脱して、特殊の自治制を北支に布かむとする運動が勢を得るに至つた。北支に重大なる利害關係を有する日本は此情勢を見て、南京政府の徒らに北支を擡取し、北支民衆の利益を犠牲にするが如き政

治を根本的に改めしむる爲には、特殊の事情にある北支那に、特殊の政治を行ふことが、日満支の三國の爲に、誠に適切妥當であるとの見地の下に、此北支の自治運動に對して、好意的の態度を執つた。

其結果支那側も十一月の下旬には、何應欽を擧げて北支那の實權者とし、之に對して河北省に付ては實質的には自治と均しき施政を實現せしむるの權限を與へ、北支に大體西南に於ける政治分會と同様のものを設け、日本と協同して北支の赤化防止を爲すこと、新幣制は北支の實情に副はざる點もあれば之に相當の修正を加ふること、關内外にある滿支人民間の經濟關係を圓滑ならしむること、北支の財政に付き何應欽に相當の權限を賦與し北支那の特殊事情に即したる財政的施設を行はしむること、北支に於ける對外案件の解決に付ては合理的なる現地解決を爲さしむること等の所謂六項目の方針を定め、何應欽は此方針を抱いて北支那に入ることになつたが、北支那の情勢は何應欽の北支入を困難ならしむるものあり、且日本側は態々南京より何應欽を北支那に派遣するよりも寧ろ北支那の現場にあるものに之だけの權限を與へて

北支の特殊事情に適應した政治を行はしむる事が妥當であるとの意嚮であつた爲、何應欽は北上するに至らずして止み、北支に關する日本側の要望と南京政府の措置とは、遂に一致するに至らず・爲に日滿支の關係の、最も緊密である北支問題に付て、日支兩國の意見は對立の狀態を續け、之が好轉の途上にあつた兩國關係の上に一大暗影を投じた。

幣制改革の投げた暗影

此外好轉の途上にあつた日支關係に一大障害を及ぼしたものは、十一月一日を以て突如として南京政府が決行した銀兌換停止、紙幣發行券の統一等の所謂幣制改革であつた。此新幣制なるものは支那の通貨を英貨にリンクし、支那の爲替を一志二片半に釘付にし、兌換を停止し、銀貨の通用を禁する等、實に支那の貨幣制度に於ける一大變革であつたが、此計畫の背後には當時英國の經濟使節として支那に渡來して居つたリース・ロスの策動のあつたことは否定すべからざる處であり、新幣制の黒幕には正しく英國が控へて居る事が明瞭であつた。

斯くの如きはとりも直さず支那の歐米依存政策の現れで、蔣介石が口で何と云つても、其對日轉向なるものは、畢竟表向に過ぎずして、實際は日本に頼らすして、歐米に倚らんとするものである事を立證する結果となり、其爲に日本朝野の支那に對する同情的の態度は急激に冷却し、國論も支那の斯くの如き行方に憤慨し、茲に日支關係は再び曩日の對立狀態に立歸るの已むなきにあらずやと思はしむるに至つた。

對支三原則の確立

斯くの如き不都合極まる態度が或は北支に於て繰返され、或は中央政府に依て行はるゝに拘らず、日本政府は尙東亞の大局保持の爲に、日支關係の建直しを行ふことの必要を認め、其爲の我對支根本方針を確立し、之を支那に示して支那をして之に隨從せしめんとし、茲に昭和十一年末に至り、所謂對支三原則なるものを決定した。其三原則なるものは、（一）支那が抗日排日態度を全然清算し、所謂夷を以て夷を制する歐米依存の政策を改むること。（二）儼然たる事實

として存立しつゝある滿洲國を呼んで僞國となし、若くは之を否認せむとするが如き態度を改めて、寧ろ滿洲國の獨立を承認するの方針に出づべきこと。但し其承認は今俄かに之をなす事は困難とする事情もあらうが故に、此際は強ひて滿洲國を否認し、若くは滿洲國を抹殺せむとするが如き行動を執らざること。（三）北支那に迫りつゝある赤化運動を防止するは日滿支の共通の利害の問題なるが故に、日支協力して之に當るべきこと。と云ふにあり、此方針が決定するや、之を支那に示して、支那が此日本の方針に應して態度を定めん事を求めた。而して日本として支那が此日本の三原則を受入るゝならば、進んで同情的の態度に出でゝ支那を助け、支那に力を貸して支那の建設改造の事業を完成せしめんとするの方針に出た。

支那側の三條項

然るに支那は此日本の極めて理解ある、而も支那としても容易に聽き易き所謂三原則に付て欣然として之に同意賛成するの態度を執らず、何かと理窟を並べ、進んで之れに賛成せず、さ

りとて敢て之れに反対するにあらず、兎角に曖昧模糊の慣用手段に出で、而かも支那側にも日本に對して希望ありとて、「兩國は相互に相手國の完全なる獨立を尊重すること、兩國は真正の友誼を保持する事、今後兩國間一切の事件は外交交渉によつて解決する事」等の所謂支那側の三條項なるものを示し、日本が之に従つて對支問題を處理せむことを要望するに至り、日本の兩國國交の調整に關する誠意ある三原則も、快く支那側の容るゝ處とならず、折角の日本の努力も空しく、茲に日支關係は毫も好轉を示す事なくして、空しく足踏を續くる外無き有様となつ。

日本の對支新方針

斯くの如くして日支の國交は幾度か好轉するが如くして、幾度か逆轉し、日本が其間に處して日支國交の調整に多大の努力を拂つたに拘らず、遂に其効果を擧ぐること能はずして、曖昧模糊の裡に文字通りの停頓振りに終始したが、大凡物事は或一定の地位に停止して居ることは

難かしい、進むことなれば即ち退く、それが常道である。日支の國交も亦此自然の法則に漏るゝ能はず、昭和十年來好轉を示して來たに拘らず、支那側が其態度を曖昧にして居る中に、遂に逆轉し行く事を如何ともする事が出來なかつた。則ち昭和十一年に入つての兩國々交の動向は進むこと能はざりし結果として、却て逆轉せざるを得ない事となつた。

然し日本としては昭和十一年に入つても、兩國々交の改善に付ては、決して努力は怠らなかつた。曩に有田大使は之れが爲の十分の用意と決心とを以て支那に赴任し、南京政府との間に折角其爲の基礎工作を進めつゝあつたが、其際偶々二・二六事件勃發し政變となつた爲、有田大使は外相の任に就き、川越氏が新大使に任命せられることとなつた。

當時支那に赴任後間もなく有田君を外相に擧げたことだけでも、廣田内閣が日支國交に最も重きを置いたことを知るに足りるが、有田君は短き期間ではあつたが、自ら支那に在任し、南京政府の當局と親しく意見を交換した所を土臺とし、更に北支の現場から來た川越新大使の意嚮を參照し、茲に日本の新しい對支方針が編み出される事となつた、此の對支新方針なるもの

は、曩に支那側に提示した、所謂廣田三原則なるものは原則として毫末も之を變改する事なく我對支政策の基調を之に置くことは勿論であるが、唯此原則は大方針を決めたもので、眼前現實の問題を處理する爲に、更に具體の方針を決定し置く事、日支國交改善の爲に必要であるとの見地の下に、此に新しく生れ出るに至つたもので、右新方針は大體日支兩國間にある問題を手近な所から、一つ一つ解決して、之に依つて日支國交の調整に資せんとするにあつたと傳へられて居る。川越大使は此新方針を體して、非常なる決心を以て、日支間の難局打開に進む事になつた。

内容の變つた支那側の三條項

斯く日本側が所謂大局的見地に立つた、三原則から現實の實際的問題の打開へと其對支方針を進一步せしめた時に、支那側は依然として、かねてからの三條項なるものを以て日本に對して居たが、併し其三條項も嘗て日本に提示せられたものとは、多少其内容を異にして、

- 一、支那の主權を尊重すること。
 - 二、支那の行政的統一を阻害せざること。
 - 三、支那の經濟的統一を阻害せざること。
- と云ふが如くに、内容的には多少の變更があり、日本の對支行動を此三條項に準據せしめん事を求めた。

抗日運動の聯合

斯くの如き日支關係の段階に當つて、見逃すことの出来ないものは、支那に於ける所謂抗日救國陣綫統一運動である。此抗日陣綫の統一は、中國共產黨が數年來最も力を致して來た所であるが、十一年に至ては、此共產黨の提倡が支那各方面の共鳴を得、今や非常の勢を以て全支那に瀰漫せんとして居る。

元來支那人は多年幼稚園、小學校の幼時から、學校教育に於て、系統的に國策とも見るべき

排日教育を施されて來て居る。此多年に亘つて多數の民衆の中に培はれた排日意識は、共産黨の抗日陣綫統一の運動に依つて點火せられた。これ現在支那に於ける排日熱が昂騰した原因である、南京政府ニ蒋介石は、共産黨討伐を以て其第一の使命であると自ら標榜し、共匪討伐は着々其目的を達成しつゝありと號して居る。然るに其討伐して勢力を挫いた筈の共産黨が、率先提倡して居る抗日陣綫の統一が、次第に支那全土に於て勢力を得て行くと云ふことは、甚だ矛盾であると言はなければならぬ。

そこで一部には蒋介石の共匪討伐は、別に目的を包藏して居る。即ち之を支那内政の問題としては蔣の威令に服せざる地方、例へば貴州、雲南、四川等に順次に共産黨を追ひ込み、共産黨討伐を名として、實は是等の地方の反蔣勢力を打倒することであり、之を對外關係の問題としては寧ろ共産黨を利用し、支那の統一、對立勢力の解消、内争の終熄等、蒋介石に都合の好い問題を、抗日陣綫統一大旆の下に共産黨をして主張せしめつゝあるものと見られて居る。

頻發するテロ行爲

支那政府が日支關係に付て曖昧な態度を執りつゝある中に、遂に日支國交は折角の好轉から逆轉して、頗る悲しむべき事態になつて仕舞つた。即ち過般來支那各地に抗日運動の瀕蔓すると共に、各地に於て在留邦人に對するテロ行爲が頻々として行はるゝに至つた。今最近支那各地に行はれた、日本人に對するテロ行爲を拾ひ上げて見れば、目ぼしいものだけでも、實に次の數件に上つて居る。

一、中山兵曹事件。上海陸戰隊に屬する中山兵曹は、昭和十年十一月九日上海の街上に於て拳銃を以て射殺せられた。

二、油頭事件。昭和十一年一月二十一日油頭領事館勤務の角田巡查は、街頭に於て拳銃を以て射殺せられた。

三、萱生事件。上海三菱洋行勤務の萱生某は、同年七月十日上海市街を通行中拳銃を以て射

殺せられた。

四、成都事件。同年八月二十四日四川省成都に於て大阪毎日新聞特派員渡邊君、上海毎日新聞特派員深川君は暴徒の爲に慘殺せられ、他の田中瀬戸の一君は同じく重傷を負ふた。

五、北海事件。北海に二十年間居住營業して居つた邦人中野某は、同年九月三日北海を占領した十九路軍の爲に虐殺せられた。

六、漢口事件。漢口領事館勤務の吉岡巡査は、同年九月十九日勤務中、支那人の爲拳銃を以て射殺せられた。

七、上海水兵事件。同年九月二十三日軍艦出雲乗組の田淵水兵は上海街頭に於て射殺せられ八幡水兵は同じく重傷を負ふた。

斯くの如く昨年末以來、今年に入つてから日本人に對するテロ行爲は、次から次へと頻發して來た。

川越新大使は日支國交調整に付ての大なる期待と抱負とをして支那に赴任して、未だ其工

作た手を染めざるに、早くも斯くの如き悲しむべき事件の頻發に遭ひ、先づ是等の悲しむべき事件の善後處置の交渉に没頭しなければならない事になつたことは、日支兩國の爲に遺憾極りなきことである。

是等の頻發した不祥事件に付ては、勿論日本として支那に對して其解決を要求せなければならぬ。併し是等の事件は大體に於て其解決の方法は一定して居るものがある。即ち斯くの如き不始末を惹起し、在留外國人の生命の安固を圖ることが出來なかつた、支那の責任ある官憲に對する處罰、此不幸なる犠牲者に對する損害の賠償、斯くの如き不祥事件を惹起したることに對する、支那政府の日本政府に對する陳謝、而して將來重ねて斯くの如き事件を生ぜざることに付ての保障の四に限られて居る。

排日の根を斷つの要

併し支那に於ける日本人に對するテロ行爲は、單に斯くの如き紋切形の解決條件に依つて之

を根絶することは出来ない、蓋し支那には抗日運動、抗日意識が非常に根強く培はれ、活潑に動いて居る、さうして南京政府・蒋介石・國民黨の此一連の者の、日本に對する態度も兎角に明朗を欠いて曖昧である。

茲に於て支那に在つては一皮捲つて見れば、其處には排日抗日の動きが頗る熾烈である。此支那の根柢に横つて居る排日の動きが、時に從つて外部に現はれて來るのが、即ち是等の連續的な對日本人のテロ行爲であると見なければならぬ。

故に此根柢に向つてメスを加へざる限り、個々の事件の解決を如何に行つても、次々に同様な事件が發生し、其度毎に日支關係に衝動を與ふる結果となり日支國交の調整も改善も出來なくなることは火を賭るよりも明かである。

日本政府が今回是等の頻發せる事件の解決に當つては、事件其ものゝ紋切型の解決よりも、此粗概に向つてメスを加へることを、先決問題とする方針に出た事は、誠に適切なやり方であり、又必然的な行き方であると見るべきである。

是れ即ち此度の事件の解決に當つて事件其ものゝ解決と共に、其他の交渉案件を提起した所以にして、支那の根柢に横つて居る排日意識を根絶せしめ、支那の排日抗日の運動を絶對的に禁絶するの途は、南京政府・蒋介石・國民黨の此一連の者の、對日方針が心から日支親善に確定したと云ふことを支那國民に徹底的に諒解せしむるより外に方法が無い。支那の今日の政治の實狀、民心の傾向、國民黨のやり方等より考へて、是等の者の意思が、夫々能く一致決定し得られゝば、支那民衆は大體これに従ふものと、斷定して誤りがない。

先づ日支間の懸案を解決

從て此南京政府・蒋介石・國民黨が眞に日本と親善提携を志して居るものであると云ふことを國民に最も明瞭に示す事が、支那の排日禁絶の爲の最も有效の方法であるが、南京政府の方針が確かにさうであると云ふ事を示すには、ハツキリした具體的事實でなければならぬ、百の命令、千の布告を出すも、そんなものでは効能がない。而して具體的に彼等の對日意思を明か

にするの途は、現に日本と支那との間に懸案となつて居つて、其解決が出来ないで居る問題を此際一擧に解決し、之れによつて支那人をして南京政府の對日意志を十分察知せしむるやうにしなければならぬ。さうすれば支那の排日抗日の運動は必ず是正せられ、對日テロ行爲の頻發の如きも、之を防止することが出来ると確信する。

日本の提示した條項

之が日本政府が此度の事件に付て、事件其ものゝ解決以外に、他の條項を支那に提示し、寧ろ事件其ものの解決よりも、此交渉に重きを置いて居る所以であらう。日本が其日支國交の根本的調整の爲に、必要なりとして提示した項目として、新聞紙の傳ふる處は大凡次の七項目である。

- 一、北支特殊性の強化。日滿支の勢力の交錯地點であり、日滿兩國と密接不可分の關係にある北支に、特殊の施政を行つて、之に依つて日滿支の提携親善を期すること。
- 二、日支共同の赤化防止。既に對支三原則の一つとして挙げられて居るもので、日支兩國が

共同の敵として居る共産黨を防止する爲に互に提携協力すること。

- 三、日支兩國間の航空連絡を實行する事。
- 四、日貨排斥を目的とした高率關稅の是正引下を行ふ事。
- 五、南京政府に日本人顧問を傭聘する事。
- 六、支那が現に庇護を加へつゝある不逞鮮人を引渡す事。
- 七、日支協力に依り四川省の經濟開發をなす事。

是等の問題は豫てより日支兩國間に交渉の題目となりつゝあつて、未だ妥決に至らざるもの。若しくは日支國交調整の爲に眞に必要欠くべからざるものである。

支那政府の態度不誠意を極む

南京政府にして此日本側の提議を容れて、快く是等の問題を承認し、南京政府は心から日本と親善提携して行かむとするものであることを、形の上に支那國民に示すに於ては、如何なる

場合にも、政府の爲す所には調子を合せて、政府の方針に追随することを忘れる支那國民は必ず此政府の意思に従つて動き、茲に民間に於ける排日抗日の運動は解消し、所謂テロ行爲の如きは跡を絶つに至ること疑を容れない、然るに支那側は此明瞭なる各問題に付て、免角に辭に託して之が應諾を渾りつゝあるのみならず、九月二十三日の川越張群の會見に於ては、支那側より却つて五項目の問題を提出し、之を以て日本側の提案と同時に論議せらるべき日支國交調整の爲の、支那側の必要なる條件と爲したと云ふ。其五項目なるものは、

一、上海北支兩停戰協定の廢止。

二、冀東政權の解消。

三、北支密輸入の禁止。

四、北支自由飛行の禁絕。

五、内蒙偽軍の解散。

と云ふが如き内容であると傳へられて居る。今、日本人が支那各地に於てテロ行爲の犠牲とな

つた其事件に付て、日本より支那側に交渉を進めつゝある際、謂はゞ加害者の立場にある支那が、被害者である日本に對して、是等の條項を提出し、被害者の提案と同時に之が論議を要望すると云ふが如きは、實に言語道斷の態度であると云はなければならぬ。

殊に其内容に付て考へれば、上海北支の兩停戰協定は所謂上海事件、北支事件の跡始末をつけたもので、此テロ事件と何等の關係なきのみならず、軍事當局の軍事上の取極で、之を外交交渉と混同せしむべき性質のものではない。更に冀東政權の消解、密貿易の禁止と云ふが如きは全く支那自體の問題にして、日本の全然關知せざる所の問題である。更に北支那の軍用飛行機の飛行は、北支停戰協定に依つて明かに認められたる所で、此停戰協定の存在して居る限り、此北支の自由飛行も之を容認さるべきである。更に内蒙問題の如きは全く支那の内政問題であつて我々としては之に口を挿むべき理由がない。

支那は斯くの如く、或は今回の事件に何等の關係なく、若くは支那自身の問題に屬するものを、此場合に提起して、日本に之が應諾を求むると云ふが如きは、南京政府に日支國交調整に

付ての誠意を欠く何物よりも雄辯なる證據にして、南京政府が斯くの如き意思を有して居り、斯くの如き態度を執る限り、日支國交が調整せらるべき筈なく、支那各地に排日抗日の運動が行はれ、テロ行爲が頻發するのも誠に已むを得ないことで其責は全く南京政府の斯かる態度にある。支那當局にして飽く迄斯くの如き態度を執り、日本の要求は之を容れず、却つて支那側より問題を提出して其解決を求むるが如き行き方を繼續するならば、日支の國交は毫も改善せられざるのみならず、遂に全面的の衝突に至ること遂に不可避的であらう。

支那要人猛省せよ

然し日支が對立抗争する事は、兩國の孰れもにとつても利益で無いのみならず。東亞の大局に於て非常なる損失である。兩國の當局は宜しく思を此に致して、輕々しく兩國の關係を再び全面的の對立に陥るゝが如き事無きやうに、出来る限りの忍耐と努力とを以て、現下の時局に處せなければならぬ、而して兩國の民衆亦之れが爲に協力しなければならぬ。

日支兩國をして敵たらしめずして、眞の味方たらしむるは、日支兩國の官民一致の力によつてのみ、始めてなし得る、支那は宜しく過去に於ける排日抗日によつて、何等の得る處が無かつたのみならず、却つて失ふ處の甚大であつた事を想起して、再び此の過誤を繰返さざらん事を切望する。

南京政府の首腦部は、蔣介石を始め孰れも日支抗争を不利とし、兩國の親善提携を説いて居る、私共は敢て之等の人々の言に疑を挿む事をしない。

然し支那民衆が之等要人の意に副はずして排日的テロ行爲を繰返すが如き事あらば、之等の要人の希望は、結局に於て水泡に歸して仕舞ふ事となる。

從て今日の急務は之等要人の眞意を、普く支那民衆に徹底せしめて、苟くも之に背くなからしむるにある。而して其方法としては此際日本の提議を潔く容れて、明瞭な事實の上に、其眞意を支那民衆に徹底せしむる事が最も有效であり、更に唯一無二の效果的方法である。

（昭和十一年十一月三日記）

337
596

昭和十一年十二月二十七日印刷

(定價十錢)

(不許複製轉載)

著者 松本忠雄

發行者 伊藤隆文

印刷所 濱田印刷

東京市芝區田村町四丁目十八番地

東京市神田區東福田町三番地

發行所 今日の問題社

東京市芝區田村町四丁目十八番地

電話 芝原三〇〇七

鐵道弘濟會・鐵道保養會(鐵道各團ボーム)

森田書房・田報英堂・啓德社

上田屋・東京堂・大阪屋號

新正堂(京阪神一手扱)

川瀬書店(名古屋)

次取大

終

